毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次				
告 示				ページ
○県統計調査の実施	(統計	十分村	斤課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑				
な帰国の促進並びに永住帰国した中国				
残留邦人等及び特定配偶者の自立の支				
援に関する法律による指定医療機関の				
事業の廃止の届出	(福祉	止指導	算課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑				
な帰国の促進並びに永住帰国した中国				
残留邦人等及び特定配偶者の自立の支				
援に関する法律による指定介護機関の				
事業の廃止の届出	(")	1
○道路の区域変更	(道	路	課)	2
○道路の供用開始 (2件)	(")	2
○高知県収入証紙売りさばき人の代表者				
の氏名の変更の届出	(会計	十管耳	里課)	2
公 告				
○土地改良区の役員の退任	(農業	美基 盘	と課)	2
○土地改良区の清算人の退職	(")	3
○換地計画の適否決定(北川村)	(")	3
○換地処分の届出(高知広域都市計画事				
業下島土地区画整理事業)	(都下	片計画	画課)	3
高知県公安委員会規則				
◎高知県警察の交番、駐在所等の名称、何	立置及	をびる	斤管区	
域に関する規則の一部を改正する規則				3
◎高知県警察組織規則の一部を改正する	規則			3
高知県選挙管理委員会告示				
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事	事務♂	執行	うに関	
し、監査の請求をする場合の選挙権を	有する	5者の	つ総数	
の50分の 1 の数	(2	· 12‡	曷示〉	3
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の	解職の	り請え	ドをす	
る場合の選挙権を有する者の必要な数	,		\rangle	3
◎高知県議会議員の解職の請求をする場	合の名	5選	栓区に	
おける選挙権を有する者の総数の3分	D 10	り数		
	< <i>11</i>		\rangle	3
入札公告				

○一般競争入札 (消防防災ヘリコプター

の購入)の公告 落札公告		(消防政策課)	4
○落札者等の公告○落札者等の公告		(財 政 課) (警察本部会	5
正製		計課)	5
○正誤(令2・12・15付け	告示)		6

高知県告示第132号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号) 第3条の規定により告示する。

令和3年2月26日

高知県知事 濵田 省司

- 1 調査の名称
 - 自主防災組織の組織率等に関する調査
- 2 調査の目的

県内における自主防災組織の市町村ごとの組織率等を把握 し、南海トラフ地震対策を推進する上での基礎資料とするた

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

県内全域

(2) 単位

市町村

(3) 属性

県内の市町村

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項
- ア 全世帯数
- イ 自主防災組織数
- ウ 自主防災組織の加入世帯数
- エ 沿岸部の世帯数
- オ 沿岸部の自主防災組織数
- カ 沿岸部の自主防災組織の加入世帯数
- キ 未設立の自主防災組織数
- ク 自主防災組織連絡協議会の有無
- ケ 自主防災組織連絡協議会の組織形態
- コ 自主防災組織の名称
- サ 自主防災組織の所在地区名
- シ 自主防災組織の所在地区の津波浸水域内外の別
- ス 当該地区の自主防災組織の設立年度
- セ 当該地区の自主防災組織の加入世帯数
- ソ 当該地区の自主防災組織の県補助金の活用年度

- タ 当該地区の自主防災組織の活動の内容、参加人数及び実 施月
- (2) その基準となる期日

毎年4月1日

- 5 報告を求める者
- (1) 数

34市町村

(2) 選定方法

全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調査組織

県が報告者に直接報告を求める。

(2) 調查方法

電子メールによる調査

- 7 報告を求める期間
- (1) 調査の周期

1年

(2) 調査の実施期間

毎年3月中旬から4月中旬まで

高知県告示第133号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2及び中国残留 邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及 び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50 条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のと おり届出があった。

令和3年2月26日

高知県知事 濵田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃止年月日 四国調剤薬局南 南国市大埇甲1210番地3 令3·1·1

四国調剤薬局し 南国市篠原1887番地3 のはら店

リード薬局 南国市明見538-6 リード薬局バイ 南国市明見800-2

パス店

四国調剤四万十 四万十市渡川一丁目2番51号 11 11

のいちご薬局 香南市野市町東野354番地16 岩目歯科医院 南国市大埇甲1460-21 *II* 11

高知県告示第134号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第5項におい て読み替えて準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑 な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者 の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項

においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第5項 において読み替えて準用する同法第50条の2の規定により、指定 介護機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和3年2月26日

高知県知事 濵田 省司

廃止年月日	事業者の名称及び主 たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地 並びにサービスの種類
令和 2 年12 月31日	株式会社リード薬局 南国市明見538番地 6	リード薬局バイパス店 南国市明見800番地 2 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指 導
令和3年1 月1日	株式会社四国調剤 高知市栄田町三丁目 7番2号	四国調剤薬局南国店 南国市大埇甲1210番地 3 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指 導
II	株式会社四国調剤 高知市栄田町三丁目 7番2号	四国調剤薬局しのはら店 南国市篠原1887番地3 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指 導
II	株式会社リード薬局 南国市明見538番地 6	リード薬局 南国市明見538番地 6 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指 導
n	株式会社四国調剤 高知市栄田町三丁目 7番2号	四国調剤四万十薬局 四万十市渡川一丁目2番 51号 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指 導
II	株式会社四国調剤 高知市栄田町三丁目 7番2号	のいちご薬局 香南市野市町東野354番 地16 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指

高知県告示第135号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年2月26日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

高知県知事 濵田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名後免中島高知
- 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	高知市薊野西町二丁目1454番2から		13. 5	45
高知市薊野西町二丁 目1464番1まで		後	18. 0	45

高知県告示第136号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和3年2月26日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県高知十木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

高知県知事 濵田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名南国伊野
- 3 道路の区域

供用	月開	始	区	間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市 番1かり 高知市銀 1まで	ò				211	令和3年2月26 日

高知県告示第137号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、

道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和3年2月26日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

高知県知事 濵田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名後免中島高知
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市薊野西町二丁目1454番2から 高知市薊野西町二丁目1464番1まで	45	令和3年2月26 日

高知県告示第138号

高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第 8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届 出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用す る同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和3年2月26日

高知県知事 濵田 省司

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者 の職名及び氏名

(変更前) 高知市五台山5015番地1

高知県農業協同組合

代表理事組合長 武政 盛博

(変更後) 高知市五台山5015番地1

高知県農業協同組合

代表理事組合長 秦泉寺 雅一

2 変更年月日

令和3年2月1日

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定によ り、中村市古川土地改良区から次のとおり退任した役員の届出が あった。

令和3年2月26日

高知県知事 濵田 省司

住 役名 氏 名 監事 安倍 淳介 四万十市具同田黒一丁目7番5号 夕部 博之 リ 不破1786番地

账

十地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準 用する同法第18条第17項の規定により、中村市古川土地改良区か ら次のとおり退職した清算人の届出があった。

令和3年2月26日

高知県知事 濵田 省司

氏 名 住

所

渡邊 潤 四万十市入田323番地

横田 邦啓 " 具同田黒一丁目7番32号

北尾 桂子 " 具同1538番地

繁山眞由美 〃 〃 7788番地イ

夕部富有男 " 渡川三丁目11番8号

杉内 正美 " 不破上町2082番地9

上岡 史 // 不破365番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4第1項におい て準用する同法第52条の2第1項の規定により、北川村の行う和 田日曽裏地区の換地計画は、適当と決定したので、次のとおり関 係書類を縦覧に供する。

令和3年2月26日

高知県知事 濵田 省司

- 1 縦覧に供する書類
- (1) 換地計画書の写し
- (2) 現形図及び換地図
- 2 縦覧期間

令和3年2月26日から同年3月26日まで

3 縦覧場所

北川村役場

4 その他

この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日 から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

十地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第3項の規定 により高知市から高知広域都市計画事業下島土地区画整理事業の 換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定によ り公告する。

令和3年2月26日

高知県知事 濵田 省司

公安委員会規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関す

る規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月26日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

高知県公安委員会規則第1号

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域 に関する規則の一部を改正する規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関す る規則(昭和50年高知県公安委員会規則第8号)の一部を次のよ うに改正する。

別表第1中村の項中「15」を「14」に改め、同表計の項中 「90」を「89」に改める。

別表第2の6 南国警察署の表南国警察署香北駐在所の項中 「香美市香北町美良布223の3番地」を「香美市香北町美良布223 番41 に改める。

別表第2の11 中村警察署の表中

中村警察署之野駐荷	黒潮町	幡多郡黒潮町のうち 入野 早咲 浜の宮 町 万行 錦野 芝
中村警察署方西縣	黒潮町	幡多郡黒潮町のうち 馬荷 大方橋川 上田の口 下田 の口 田野浦 出口 御坊畑 小川 田村 加持本村 本谷 大屋式 大井川 緑野

中村警	幡多郡	幡多郡黒潮町のうち
察署黒	黒潮町	入野 早咲 浜の宮 町 万行
潮駐在	入 野	錦野 芝 馬荷 大方橘川 上田の
所	5915番	ロ 下田の口 田野浦 出口 御坊
		畑 小川 田村 加持本村 本谷
		大屋式 大井川 緑野
		7 (ZZ - V) () () () () ()

に改める。

附則

この規則は、令和3年3月1日から施行する。

高知県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年2月26日

······

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

高知県公安委員会規則第2号

高知県警察組織規則の一部を改正する規則

高知県警察組織規則(平成6年高知県公安委員会規則第1号) の一部を次のように改正する。

第25条第1号中「高速自動車国道及び」を「高速自動車国道 (以下この号において「高速自動車国道」という。) 及び」に、 「国道56号須崎道路」を「高速自動車国道に接続しているもの」 に改める。

附則

この規則は、令和3年2月27日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定に基づ く高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規 定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50 分の1の数は、12,074人である。

令和3年2月12日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 十居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項の規定に基づ く高知県議会の解散の請求。同法第81条第1項の規定に基づく高 知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知 県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解 職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31年法律第162号) 第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員 会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者 の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万 に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、167,280人で ある。

令和3年2月12日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定に基づ く高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における 選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和3年2月12日(掲示済)

真知且强举管理术昌仝禾昌县 十民 忝意

问邓小赵于日生女只	. 五女貝氏 上归	77 =
高知市選挙区	ę	92,063人
室戸市・東洋町選挙区		4,592人
安芸市・芸西村選挙区		6,020人
南国市選挙区	1	3,166人
土佐市選挙区		7,604人
須崎市選挙区		6,047人

宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,660人
土佐清水市選挙区	3,937人
四万十市選挙区	9,555人
香南市選挙区	9,318人
香美市選挙区	7,459人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,092人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,301人
吾川郡選挙区	8,100人
中土佐町・檮原町・津野町・四万十町選挙区	9,417人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,700人
黒潮町選挙区	3,200人

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般 競争入札に付する。

会和3年2月26日

高知県知事 濵田 省司

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入物品の名称及び数量 消防防災ヘリコプター 一式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 購入物品の納入期限 令和4年9月30日
- (4) 購入物品の納入場所 高知県消防防災航空センター
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金 額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとす る。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係 る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積 もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載 すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前 にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた 者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「令和3~令和5年度競争入札参加資 格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者で あること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物

品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第 638号) に基づく指名停止等の措置を受けていない者であ ること。

- (4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があ ることの確認を受ける目から入札の日までの間に、令和3 年度から令和5年度までに県が発注する物品の購入又はサ ービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加 者の資格等(令和2年10月高知県告示第810号。以下「告 示」という。) 第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定 により入札参加資格の取消しを受けていない者であること 及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に 示した入札参加資格要件を満たす者であること。
- 3 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合 わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県危機管理部消防政策課

電話番号088-823-9098

- (2) 入札説明書の交付方法
- ア 手渡しによる交付の場合

令和3年2月26日(金)から同年4月9日(金)まで (日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時ま で(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1) の交付場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

令和3年2月26日午前9時から同年4月9日午後5時ま での間に高知県危機管理部消防政策課のホームページ (http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010301/) で交 付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

アー日時

令和3年5月12日(水)午前10時

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和3年 5月11日(火)午後4時までに(1)の入札説明書の交付場 所に必着すること。

イ 場所

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎 地下第 3 会議室

- 4 その他
- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規

則」という。) 第9条、第10条、第39条及び第40条の規定に よる。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示 した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和3 年4月9日午後5時までに3の(1)の入札説明書の交付場所 に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確 認を受けなければならない。また、開札の日までの間におい て、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これ に応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札。 入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その 他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とす る。

(5) 落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲 内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者 とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日 までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定 により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2 の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないも のとする。

- (6) 手続における交渉の有無
- (7) 契約書作成の要否
- (8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この 一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申 請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センタ 一に提出すること。ただし、令和3年4月16日(金)までに 申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資 格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合で も、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札 参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札 の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するととも に、当該事項を申し出ること。

- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。
- (10) 調達手続の停止等

令和3年度高知県一般会計予算が議決されなかった場合 (修正されて議決された場合を含む。) は、本件調達手続の 停止等を行うことがある。

- (11) 詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be procured: Helicopter for fire and disaster prevention 1 unit
- (2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Friday 9 April 2021
- (3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Wednesday 12 May 2021
- (4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 4:00 P.M. on Tuesday 11 May 2021
- (5) Contact: Fire Prevention Policy Division, Department of Disaster Management, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan

Tel: 088-823-9098

(6) Others: As in the tender documentation

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及 び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125 号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告す る。

令和3年2月26日

高知県知事 濵田 省司

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 高知県予算編成支援システム再構築設計委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県総務部財政課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日 令和2年12月18日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 落札金額

11,000,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日 令和2年11月4日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める

政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及 び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125 号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告す る

令和3年2月26日

高知県警察本部長 熊坂 隆

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 警察情報システム通信接続 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目 4 - 30
- 3 落札者を決定した日 令和2年12月23日
- 4 落札者の氏名及び住所 西日本電信電話株式会社高知支店 高知市帯屋町二丁目 5 番 11号
- 5 落札金額 60,060,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日 令和2年11月13日

- 1

恒

榖

正誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
令2・12・15	号外72	◎告	7	左 (45)	愛媛県愛南町天嶬ノ鼻を見通した線	愛媛県愛南町天嶬ノ鼻見通した線
				右 (8)	愛媛県愛南町天嶬ノ鼻を見通した線	愛媛県愛南町天嶬ノ鼻見通した線
				右 (17)	愛媛県愛南町天嶬ノ鼻を見通した線	愛媛県愛南町天嶬ノ鼻見通した線
				右 (27)	愛媛県愛南町天嶬ノ鼻を見通した線	愛媛県愛南町天嶬ノ鼻見通した線
				右 (33)	愛媛県愛南町天嶬ノ鼻を見通した線	愛媛県愛南町天嶬ノ鼻見通した線
				右 (44)	愛媛県愛南町天嶬ノ鼻を見通した線	愛媛県愛南町天嶬ノ鼻見通した線
			8	左 (5)	愛媛県愛南町天嶬ノ鼻を見通した線	愛媛県愛南町天嶬ノ鼻見通した線
				左 (12)	愛媛県愛南町天嶬ノ鼻を見通した線	愛媛県愛南町天嶬ノ鼻見通した線
				左 (18)	愛媛県愛南町天嶬ノ鼻を見通した線	愛媛県愛南町天嶬ノ鼻見通した線
			9	左 (1~6)	馬力数の範囲 内において許 可証に記載さ れている推進 機関の馬力数	馬力数の範囲 内において許 可証に記載さ れている推進 機関の馬力数